

松島町店舗等感染拡大防止対策補助事業実施要領

利府松島商工会

事業内容

新型コロナウイルス感染症の終息が見えぬ中、国が示す「新しい生活様式」や業種ごとに策定された「感染拡大予防ガイドライン」等に基づいて中小・小規模事業者が行う、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取り組みを促進することを目的とし、感染拡大の防止策として新たな設備を導入するための経費に対して「松島町店舗等感染拡大防止対策支援金」を交付します。

1. 交付関係

(1) 対象者

松島町内に店舗や事業所等を構える中小・小規模事業者

(2) 対象経費

松島町内にある店舗・事務所等で使用する下記の事業用設備であって、感染拡大防止に必要と認められるものの購入費及び設置工事費

- ① 飛沫感染防止用の仕切り板又はカーテン
- ② フェイスシールド
- ③ 非接触型スイッチ
- ④ 非接触型支払い機器
- ⑤ 非接触体温計
- ⑥ 空気清浄機、サーキュレーター
- ⑦ 窓、網戸、換気扇
- ⑧ 除菌剤噴霧装置、紫外線照射機
- ⑨ ①～⑧に類する機能を有する設備

※国、県の補助金との併用はできません。

※リース料は対象外となります。

※本体価格のみ対象。消費税、運賃、振込手数料、その他販売手数料等は対象外となります。

(3) 対象期間

令和2年4月25日(土)～令和2年8月31日(月)までの間に設置並びに支払が完了した経費を対象とします。

(4) 金額

1事業者あたり上限20万円

2. 申請関係

(1) 申請受付期間

令和2年7月29日(水)～令和2年9月30日(水)

※予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。

その場合は、利府松島商工会ホームページにてお知らせします。

(2) 申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼実績報告書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 領収書やレシートの写し(様式3-1)(※購入日、宛名、品名が記載済のもの)
- ④ 施設内における設置状況がわかる遠景画像、近景画像(それぞれ1枚)(様式3-2)
※工事を伴うものは、施工前、施工後の画像(それぞれ1枚)を貼付してください。
- ⑤ 振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し(通帳1ページ目の見開き部分)
- ⑥ (商工会員以外)代表者の身分証明書の写し(両面)
※運転免許証がない場合は、健康保険証と住民票(公共料金領収書でも可)の写しを提出してください。

(3) 申請方法

申請書類を次の宛先に【郵送】してください。

【郵送先】〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜1-27
利府松島商工会 松島事務所 宛

3. 支援金の交付決定・時期

申請書類を受理した後、内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付します。
また、支援金の交付は、書類受理後約1ヶ月を予定しています。

4. 留意事項

本支援金は、通常、事業者自らが計画策定→申請→認定→実績報告の流れを経て町から交付されるところを、**事業者の負担軽減と交付の迅速化を図るため**、信頼に基づいて商工会が代表して町に申請等を行い、事業者は商工会に対する実績報告のみで完結するようにしております。

また、松島町の補助金を活用して支援金を交付するものですので、公序良俗に基づき、**「松島町内の」「事業所内で」「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために」「新しく設置したもの」のみ**を申請していただきますよう切にお願い申し上げます。